

OSKスポーツクラブ規約

第1条 <名称>

本クラブは、OSKスポーツクラブ（OSK）と称します。

（英文では、OSK SPORTS CLUBと表示します）

第2条 <事務局>

本クラブの事務局は、岡山市北区絵図町1番50号 株式会社岡山スポーツ会館内に置きます。

第3条 <運営管理>

本クラブの施設は、株式会社OSKキッズ（以下会社と称します）がその管理運営にあたります。

第4条 <目的>

- 1) OSKは、スポーツを通じて、お子様の運動能力の開発に努めます。
- 2) OSKは、集団指導を通じて、お子様の社会性を育てます。
- 3) OSKは、お子様の可能性を広げます。

第5条 <入会資格条件>

- 1) 各コースの定められた資格に該当し、第4条の目的に賛同される方。と
- 2) 良好な健康状態で本クラブの練習に参加可能な方。

第6条 <入会契約手続>

本クラブに入会を希望される方は、会社の定める所定の申し込み手続を行い、前条に定める入会資格を有すると会社が決定した場合は、会社の定める期日迄に第7条に定める入会金・登録料及び第8条に定める会費を支払っていただきます。

第7条 <入会金・登録料>

- 1) 会員は、別に定める基準（料金表等）に従い、入会金・登録料を会社に前納していただきます。
- 2) 会社は、会員より既納された入会金・登録料は、理由を問わず返還できません。

第8条 <月会費・休会費>

- 1) 会員は、別に定める基準（料金表等）に従い、会費を会社に納入していただきます。
- 2) 会費は、原則として指定銀行からの口座自動振替とし、該当される金額を会社が指定する日に引き落とさせていただきます。
- 3) 会社は、会員より既納された月会費・休会費は、理由を問わず返還できません。

第9条 <休会・退会>

会員は、会社に所定の期日までに届けを提出すれば休会・退会することができます。

第10条 <指導日時>

会員は、各コースに定められた曜日・日時に練習に参加することができます。

第11条 <指導内容>

本クラブは、各コースに応じた指導要綱及び細目を定め、指導にあたります。

第12条 <休館日>

休館日は、各クラブ、別に定めるものとします。

第13条 <会員証>

- 1) 前項の入会手続きが完了された方は、会員証を交付いたします。
- 2) 会員は、本クラブの練習に参加するとき、会員証を提出してください。
- 3) 会員は、会員証を紛失・毀損した場合は、会社へその旨を届け出て再交付の手続きをお願いします。
なお、再交付は実費分をいただきます。

第14条 <除名>

会社は、会員が次の各項のいずれかに該当する行為があった場合、当該会員に戒告し、指導を停止もしくは除名することができます。①会費その他の諸支払いを正当な理由なく納入を怠り、会社より督促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき ②本規約、その他会社が定める諸規則に違反したとき ③その他、会員として不適当と認められたとき

第15条 <施設の閉鎖・練習制限>

天災地変、法令の制定改正、行政指導、並びに社会情勢、経済状況の著しい変化、及び施設の改善又は補修のとき、その他やむを得ない事由が発生した場合、会社は施設の全部又はその一部の利用を制限し練習を中止、又は施設を閉鎖することがあります。

第16条 <入会金、登録料、会費の変更>

会社は本規約に基づいて会員が負担すべき入会金、登録料、月会費、休会費については諸般の事情により料金が不相当なものになった場合、これを変更することができます。この場合、会社は2ヵ月前までに会員に告知するものとします。

第17条 <会員の賠償責任>

- 1) 会員ならびに会員が同伴したビジターが、本クラブの利用に際して発生させた人的・物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。
- 2) 会員が本クラブの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により会社または、第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。なお、会員が同伴または紹介したビジターについては、会員が連帯して賠償しなければなりません。

第18条 <会員の免責>

- 1) 会員または会員が同伴・紹介したビジターに、本クラブの利用に際して発生した人的・物的事項については、会社は責任を負いません。ただし、会社に過失がある場合には、会社は一定の補償をするものとします。

第19条 <細則>

本規約に定めない事項及び業務遂行上必要な事項は細則によるほか、必要に応じて会社が定めます。

第20条 <発行>

この規約は平成30年8月1日より実施いたします。